

会員規約

(目的)

第1条 本規約は、一般社団法人アメニティ・リサイクル協会（以下、「当協会」という。）設立時の社員総会に基づき、当協会の会員（以下、「会員」という。）の入退会及び権利義務等について定めるものである。

(会員種別)

第2条 当協会の会員とは、当協会の目的に賛同して、本規約に規定する手続に基づき当協会への入会を申し込み、社員総会にて入会を承認された個人、団体及び企業であり、次の5種に区分される。

- (1) 正会員（理事会員）
- (2) 正会員（一般会員）
- (3) 準会員
- (4) その他準会員
- (5) 賛助会員

(入会)

第3条 当協会の会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を当協会に提出し、社員総会の承認を得なければならない。

(会員の入会承認の手続)

第4条 当協会は、以下のいずれかの項目に該当する場合、入会を承認しないことがある。

- (1) 入会申込み時の申告事項に、虚偽の記載、誤記、記入漏れがあった場合
- (2) 過去に当協会から除名処分を受けたことがある場合
- (3) その他当協会が会員と認めることを不適当と判断した場合

2 社員総会において入会申込みが承認された場合、当協会は、当該入会申込みをした者（以下「入会希望者」という。）に対し、すみやかに通知するものとする。当該通知を受領した入会希望者は、通知を受領した日から7日以内に、別紙1から別紙3において会員種別毎に定められた額の入会金及び初年度年会費の合計額を、当協会の指定する方法により納付するものとする。

3 入会申込みをした者の会員としての資格は、当協会による前項の通知に基づき入会希望者が入会金を納付し、当協会がこれを受領した時点から生じるものとする。

4 当協会は、入会申込みが社員総会において承認されなかった場合、入会希望者に対して何らの責任を負わないものとし、かつ、入会申込みが承認されなかった理由を説明または開示する義務を負わないものとする。

(会費等)

第5条 会員は、当協会の事業活動にかかる費用に充てるため、会員種別毎に定められた入会金及び年会費（以下、「会費等」という。なお、賛助会員については本規約の別紙にて定める。）を支払う義務を負う。

2 入会金及び初年度年会費の支払時期は第4条第2項の定めに基づき入会希望者が当協会からの入会承認通知を受領してから7日以内とし、次年度年会費の支払時期は各年7月31日までに次の事業年度にかかる年会費を支払うものとする。

3 会費等の支払方法は、当協会が別途指定する方法によるものとする。なお、支払いの際に振込手数料が発生する場合には、会員の負担とする。

(会費等の払い戻し)

第6条 会員が既に納めた会費等及びその他の拠出金品については、その理由の如何を問わず、これを返還しないものとする。

(会員資格の有効期間)

第7条 会員資格の有効期間は1事業年度（各年8月1日から翌年7月31日）とする。ただし、入会初年度については、当協会の承認通知に基づき会員（入会希望者）が入会金及び初年度年会費を納付した日からその年の事業年度の末日までを初年度の有効期間とし、以後、第9条による退会の申し出、または第10条による除名もしくは第11条による会員資格の喪失がない限り、自動的に1年ごとに更新されるものとする。

(届出事項の変更)

第8条 会員は、登録した会員情報に変更が生じた場合は、遅滞なく当協会所定の様式で当協会に変更の届出をするものとする。

2 前項の届出がなかったことで会員が不利益を被った場合であっても、当協会は一切その責任を負わないものとする。

(退会)

第9条 会員は、別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の過半数による決議によって当該会員を除名することができる。この場合、当該会員に対し、当該社員総会の日から1週間前までに除名する旨を通知し、かつ、社員総会において弁明する機会を与えなければならない。

- (1) 当協会の定款、規則又は社員総会の決議に違反したとき
- (2) 当協会の名誉を傷つけ又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第11条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会をしたとき
- (2) 正当な理由なく会費等（協会に対する取引債務を含む）を1年以上滞納したとき
- (3) 除名をされたとき
- (4) 当該会員が死亡し、もしくは失踪宣告を受け、又は解散したとき

2 会員が前項の規定によりその資格を喪失したときは、当協会に対する会員としての権利を失う。なお、未履行の義務は、これを免れることができない。

(会員情報等の取扱い)

第12条 当協会は、当協会が保有する、会員が入会申込時に届出た会員に関する情報を厳正に管理し、その保護のために必要な措置を適切に講ずるよう努める。

2 当協会は、会員情報を、会員の同意を得ずに当協会の活動以外の目的に利用しないこととする。

3 当協会は、前項のほか、以下の場合を除き会員情報を第三者に提供しないものとする。

- (1) あらかじめ当該会員情報にかかる会員の同意が得られた場合
- (2) 法令により開示を求められた場合
- (3) 個別の会員を識別できない状態で提供する場合

(禁止事項)

第13条 会員は、当協会による活動にあたり、以下に掲げる行為を行ってはならないものとする。

- (1) 他の会員、第三者もしくは当協会の財産及びプライバシーを侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
- (2) 他の会員、第三者もしくは当協会に不利益や損害を与える行為、またはそれらのおそれのある行為
- (3) 犯罪的行為もしくは犯罪的行為に結びつく行為またはそのおそれのある行為
- (4) 公序良俗に反する行為またはそのおそれのある行為
- (5) 当協会の運営・活動を妨げる行為及び信用を毀損する行為
- (6) 当協会の事業活動の目的を達成するために必要となる範囲を超えた営業活動やその準備を目的とした行為（当協会が承認した場合を除く）
- (7) 当協会と利益相反と認められる行為
- (8) その他、当協会が不適切と判断する行為

(遵守事項)

第14条 会員は、当協会の定款、本規約、その他当協会が定める規約及び当協会との間で合意をした約定を遵守するものとする。

(会員の権利)

第15条 正会員（理事会員）は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に規定する社員としての権利を有し、社員総会において議決権を有する。正会員（一般会員）、準会員、その他準会員および賛助会員は、社員総会における議決権は有しない。

2 会員は、当協会の運用するマテリアル・リサイクル・スキーム（使用済みアメニティ等の協会指定商品のリサイクルを目的として構築・運用されるスキームを指す。以下同じ。）に参加しこれを利用できるほか、当協会が行うその他の事業活動に参加することができる。

3 会員は、当協会のホームページ等の告知媒体（当協会が指定するものに限る）において当協会の会員である旨の告知・表明をすることを当協会に求めることができるほか、各会員自身のホームページ等の告知媒体において当協会の会員であることを告知・表明することができる。

(反社会的勢力の排除)

第16条 当協会は、会員が以下のいずれかに該当する場合、何らの催告をすることなく、会員に対して、会員資格の取消をすることができるものとする。

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」という。）に属すると認められるとき
- (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき
- (3) 反社会的勢力を利用していると認められるとき
- (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき

(5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(6) 自らまたは第三者を利用して、当協会または当協会の関係者に対し、詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を用いたとき

2 当協会は、会員が自ら又は第三者を利用して以下のいずれかに該当する行為をした場合には、何らの催告をすることなく、会員に対して、会員資格の取消をすることができるものとする。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

(4) 風説を流し、偽計を用いまたは威力を用いて当協会の信用を毀損し、または当協会の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

3 会員は、反社会的勢力のいずれでもなく、また、反社会的勢力が経営に実質的に関与している法人等ではないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

4 当協会は、本条の規定により、会員資格の取消をした場合には、会員に損害が生じても当協会は何らこれを賠償ないし補償することは要せず、また、これにより当協会に損害が生じたときは、会員はその損害を賠償するものとする。

(免責及び損害賠償)

第17条 会員間で紛争が生じた場合、当該会員間で解決するものとし、当協会は当該紛争の解決その他一切の責任を負わない。

2 当協会の責に帰さない行為により、会員が他の会員や第三者に対して損害を与えた場合、会員は自己の責任と費用をもって解決し、当協会はその損害に対して賠償する責任を負わない。

3 会員が本規約に反した行為、または不正もしくは違法な行為によって当協会に損害を与えた場合、当協会は当該会員に対して相当の損害賠償の請求を行うことができる。

(規約変更)

第18条 本規約の改廃は、社員総会の決議を経るものとし、会員の同意なく本規約の内容を適宜、変更できるものとする。本規約を変更した場合、当協会ホームページに掲載する他、適宜、会員に対して通知するものとする。

(その他)

第19条 会員について本規約に定めのない事項であって必要な事項は、社員総会で決定する。

(附則)

1 本規約は令和4年12月1日から施行する。

別紙（賛助会員用）

会員種別及び会費種別

（１）賛助会員の会員種別及び会費種別は以下のとおりとする。

※賛助会員からの入会金、年会費は施設規模の大小を問わず徴収しないものとする。

（２）賛助会員とは、当協会の目的に賛同し、主として使用済みアメニティの提供（有価販売）またはリサイクル済みアメニティの購入のいずれか一方又は双方を行う宿泊事業者等としてアメニティ・リサイクル・スキームを利用し、その運営に参画する者として申込を行い、当協会の社員総会による承認を受けた者を指す。